

文科省に聞く!

学位プログラムを中心とした 組織的な教育への期待

大学設置基準の見直しの背景には、学部・研究科の枠を越えた学位プログラム中心の教育を定着させ、組織として内部質保証に取り組んでもらいたいという考えがあります。例えば、「基幹教員」は、教員個人だけで教育するのではなく、学位プログラムに対して、大学が適切な教員をアサインしていくというのが本質的な考え方です。これにより、1人の教員が複数のプログラムに参画したり、自学の教員だけではできない教育プログラムを、他大学から新たに人を招いて実現したりできるようにしています。

また、教育を“組織的に”行うのも今回の改正のポイントです。学生の成長を最大化するために、授業担当教員の指導計画の下でTAやSAも加えて、チームで授業を運営できるようになりました。さらに、これまでバラバラだった教職協働に関する規定も、教員、職員が一体となって教育・研究にあたるよう整理・見直しを行っています。

今回の改正は1991年の大学設置基準の大綱化で示された「多様な教育の実現」の延長線上にあり、大学ごとにもっと自由な教育を実施することを後押しするものです。それはつまり、自学の教育の質を自分で決めていくことであるとも言えます。

内部質保証は大学自らが 主体的に取り組んでこそ機能する

内部質保証に関して言えば、大学は絶えず自学の教育の質を点検・評価し、社会に対してその結果を示していかなければなりません。大学が社会に自らの価値を示していくためにこそ大学の内部質保証は必要ですが、もし「認証評価対応のために内部質保証に取り組まねばならない」と捉えている大学があるとしたら、それ自体が問題です。自己点検、

—— 主体的な質保証により多様な教育の実現へ 設置基準の見直しは質保証にどう影響する？

文部科学省
高等教育局企画官(併)
高等教育企画課高等教育政策室長

柿澤 雄二

かきざわゆうじ ●2001年文部科学省
入省。文化庁、科学技術・学術戦略官、岐
阜県教育委員会、スポーツ庁などを経て、
2022年より現職。



FD・SD、情報公開などのさまざまな事柄について求められる最低限に取り組みばよい、他大学と同程度ですませればよいなどの考えで、個別に対応しているとすれば、本来その取り組みの成果を享受すべき学生や社会には還元されません。大学の組織マネジメントの中核として内部質保証に取り組み、進んだ取り組みを行う学部があれば、その成果を他学部の改善につなげ、それらを社会に発信していく。認証評価も適合を得ればよいというものではありません。そのプロセスや評価結果を教育の改善に生かすことが本来求められていると考えれば、内部質保証に真摯に取り組むことこそが、少子化が進み、経営環境が厳しくなる中で、大学が社会の信任を得て生き残るためのすべではないでしょうか。

今、教育行政は「不確実性の高い社会において、自ら考え行動する人間を育成する」という方向に動いています。教育を提供する側の大学が受け身ではなく、質保証は「自学の学生のために取り組むべきもの」という強い意識で取り組んでほしいと思います。

現在、高等教育は、コロナ禍による留学生の送り出し、受け入れの減少への対応といった国際化に伴う課題や、政府の「教育未来創造会議」*2や産業界からの提言*3で指摘される「出口の質保証」の確立等、多様な課題や要望に直面しています。これらに对应していくには、社会に対して DP に合致する学生がきちんと育てられていることを積極的に示していく必要があります。大学設置基準等の改正も、そうした取り組みにつながっていくことを期待しています。